切れ目のない支援体制整備事業
「幼稚園、小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等における相談・研修支援」の依頼手続き

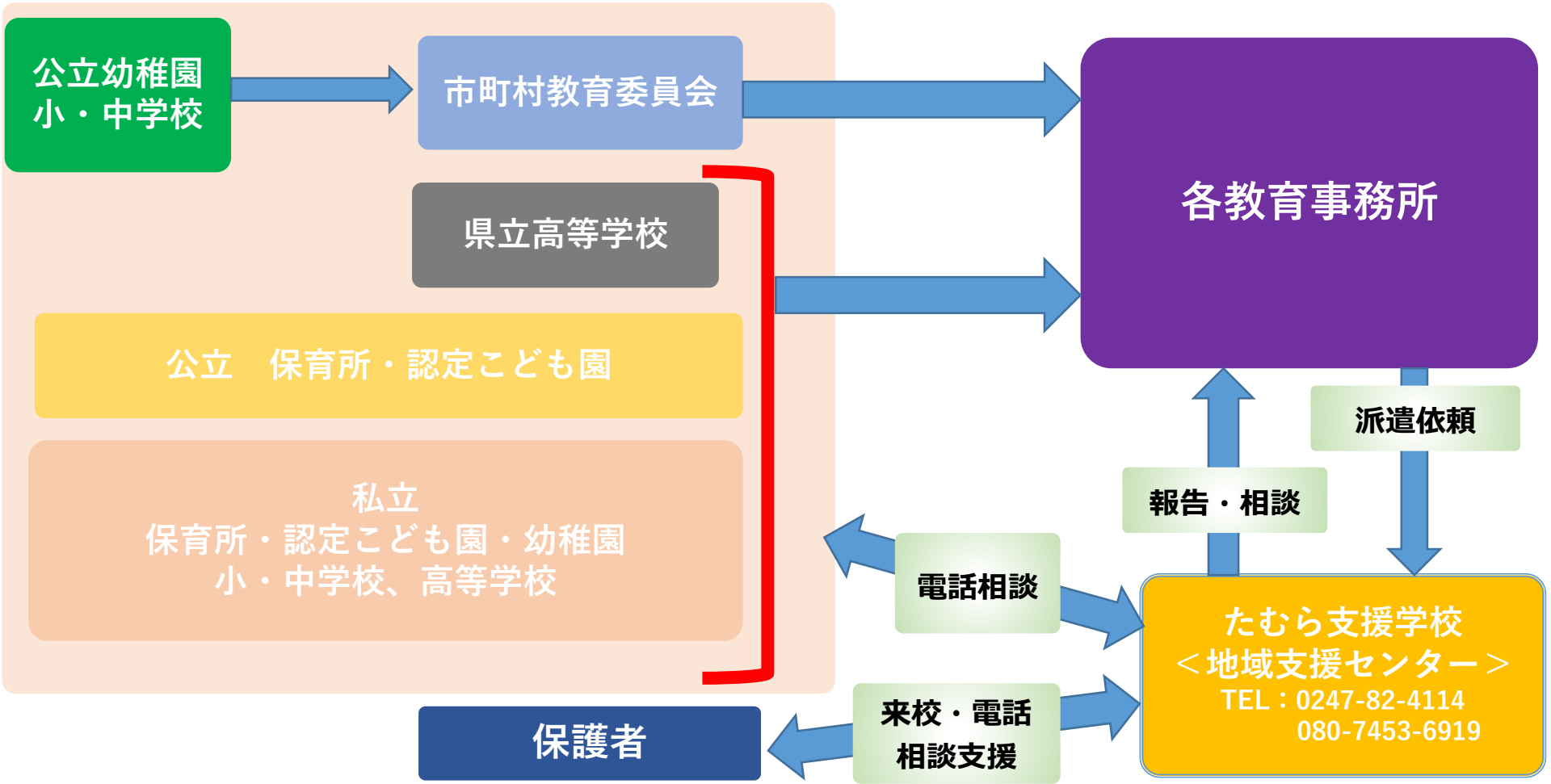

○　上図のように、相談支援、研修支援の依頼の際には、『公立幼稚園、小・中学校』は、市町村教育委員会へ、『県立高等学校、公立保育所・認定こども園、私立保育所・認定こども園・幼稚園、私立小・中学校、高等学校』は、各教育事務所へ連絡していただくことで、たむら支援学校（地域支援センター）の担当者が訪問し、支援を行います。また、たむら支援学校へ直接電話相談を行うこともできます。保護者の方は、来校による相談、電話による相談を受け付けております。どうぞ、ご活用ください。